

公告第 26－02 号
令和 8 年 4 月 1 日

オオゼキ健康保険組合
理事長 石原坂 多聞

組合規約の一部変更について

本年 2 月 16 日に開催された第 37 回組合会において、標記の件が議決されましたのでお知らせします。

記

変更理由

令和 8 年 4 月 1 日施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 47 号)」により、令和 8 年 4 月分の保険料から子ども・子育て支援金を徴収する。これに伴う、保険料額の負担割合、予備費の費途及び準備金の保有方法等について定める。

規約変更書

オオゼキ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改定後	改定前
(保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第 46 条 <u>一般保険料等額</u> 及び調整保険料額の 2 分の 1 は事業主、2 分の 1 は被保険者において負担する。	(<u>一般</u> 保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第 46 条 <u>基本保険料額、特定保険料額</u> 及び調整保険料額の 2 分の 1 は事業主、2 分の 1 は被保険者において負担する。
(予備費の費途) 第 50 条 1～2 略 <u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u> <u>(2) 雑支出</u>	(予備費の費途) 第 50 条 1～2 略 (<u>新設</u>)
(準備金の保有方法) 第 51 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のう	(準備金の保有方法) 第 51 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前

ち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。 (1)～(11) 略 <u>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。</u>	3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。<u>なお、介護勘定で管理する準備金は、原則として第 1 号または第 2 号の方法によって保有しなければならない。</u> (1)～(11) 略 <u>(新設)</u>
--	---

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以 上